破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７０号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目１番38号、開始決定時の住所茨城県かすみがうら市下稲吉1405番地２　木村ハイツ102
破産者　笹本　洋子
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４７号
群馬県前橋市問屋町２丁目10番地７
破産者　村山　知右
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２１号
さいたま市岩槻区城南５丁目１番12―１号
破産者　富田　美江
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
大阪府和泉市東阪本町351番地の１パストラル和泉104号、前住所大阪府和泉市室堂町773番地の19
破産者　中村修一郎
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
大阪府岸和田市尾生町３丁目17番31号、開始決定時大阪府岸和田市尾生町811番地
破産者　松本　利夫
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１９９号
札幌市豊平区平岸３条15丁目３番１号　リラベル平岸７号
破産者　數藤　　毅
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７２号
埼玉県志木市中宗岡３丁目24番35号　ベルンハイムＢ　103号、破産手続き開始決定時の住所埼玉県志木市中宗岡４丁目18番43号
破産者　酒井　清雄
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７３号
埼玉県志木市中宗岡３丁目24番35号　ベルンハイムＢ　103号、破産手続き開始決定時の住所埼玉県志木市中宗岡４丁目18番43号
破産者　酒井　和子
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
富山市布目1700番地28、開始決定時の住所富山市白銀町８番５号
破産者　田辺　昭一
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５４号
名古屋市天白区元植田１丁目1501番地　ミラベル元植田307号、開始決定時の住所愛知県日進市香久山１丁目2205番地１
破産者　植木　譲二
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
北海道北見市美山町南７丁目４番地38
破産者　滝澤　明嗣
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道北見市春光町５丁目７番３号
破産者　滝澤英三郎
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
青森市岡造道２丁目17番１号　アネックスみかみ102号
破産者　天明　　勝
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
茨城県日立市弁天町３丁目８番１号
破産者　高濱　正敏
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２２３４号
横浜市青葉区柿の木台30番地35
破産者　猿渡　徹爾
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
長野県伊那市西箕輪4590番地144、開始決定時の住所長野県佐久市御馬寄575番地37
破産者　小林　昭仁
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１号
長野県上伊那郡南箕輪村9258番地２　沢尻青山ハイツⅡ103号
破産者　林　さや加（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部